

農山漁村における持続可能な地域づくり
～ヒト、モノ、投資、情報呼び込む取組～

令和5年9月19日

農林水産部総合農政課・流通戦略課

目 次

1	はじめに	3
2	現 状	
(1)	都市農村交流、移住・定住	3
(2)	土地利用の推進	6
3	取組内容	
(1)	都市農村交流、移住・定住	8
ア	都市農村交流活動への支援	8
イ	ふるさとむら活動支援	10
ウ	「農」に携わる人材確保モデルの取組支援	11
エ	定住・二地域居住の促進と楽農生活実践の拡大	11
オ	楽農生活交流人口の増大	12
(2)	人を地域に呼び込む取組の推進	13
(3)	土地利用の推進	15

1 はじめに

広大な県土を有し、日本の縮図と言われる兵庫県では、五国が織りなす豊かな自然と風土のもと、多彩な農林水産業が息づいており、こうした「農」の営みは、食料の安定供給のみならず、生物多様性の保全、美しい景観の創出、水源かん用、土砂災害防止など、私たちの暮らしを多面的に支えている。

近年、人口減少や少子高齢化による農林水産業の担い手不足、地域活力の低下などの課題が顕在化している。

そのような中、新規就農者の確保・育成や集落営農の組織化・法人化、企業による農業参入の促進・参入企業の育成など担い手の確保を進めるとともに、農業・農村の理解を促進し、将来的な担い手としての期待も含め、関係人口の増大に努めてきた。

また、平成21年の農地法改正で農外からの参入が可能になり、新規参入者が増加している一方、参入者等を含めた担い手の生産基盤の構築には優良農地の確保と地域の土地利用の調整が不可欠である。

地域の持続化を図るためには、内部人材だけでなく、関係人口や移住・定住者等の外部人材を確保し農村部で活躍できる取組が必要であり、若い世代を中心とした田園回帰の気運をとらまえ、都市農村交流やマルチワーク等多様な担い手によるそれぞれの特徴を活かした農業や農山漁村の活性化を推進しながら、都市近郊の立地と五国の個性や強みを活かし、活力にあふれた兵庫県の農林水産業を展開していく。

2 現 状

(1) 都市農村交流、移住・定住

本県では、農作業体験や農山漁村との交流などを通じて、食や「農」に親しむ行動を「楽農生活」と名付け推進している。

楽農生活の推進拠点として、平成18年に兵庫楽農生活センターを整備し、(公社)ひょうご農林機構を指定管理者とし、民間事業者の参画も得て、①楽農生活推進のための野菜収穫体験等(楽農交流事業)、②楽農生活実践者から段階を上げて就農を目指す者を育成するための栽培技術研修等(楽農学校事業)を展開している。

また、働き方改革による余暇時間の増加やコロナ禍での過密な都市に暮らすリスクの顕在化、テレワークやローテーション勤務など3密対応の生活様式等によりライフスタイルが一層多様化している。このような中、より多くの県民にとって「農」の学びや体験の場がより身近なものとなるよう、地域楽農生活センターの開設や市民農園の整備促進等の環境づくりなどを進めるとともに、都市・農村など地域を越えた交流や、定住・二地域居住に向けた支援など、都市と農山漁村が近接する本県ならではの楽農生活を推進し

ていく必要がある。

そのため、令和3年7月に策定した「楽農生活推進方針」※に基づき、個々人のニーズに応じた楽農生活の提案や定着を図る施策を実施することとし、楽農生活のサポート拠点である兵庫楽農生活センターの機能強化や楽農生活実践者の裾野拡大を図るとともに、就農につながる人材の確保・育成に加え、「農」に携わる人材の確保を進めている。

【※楽農生活推進方針「目指す姿」】

- ①ひょうごの食と「農」について、県民の理解がさらに進み、それぞれのライフスタイルとして「楽農生活」を実践している。
- ②「楽農生活」が、地域を越えて広がり、世代間で継承されることで、ひょうご五国の農林水産業・農山漁村の持続的な発展につながっている。

【ひょうご農林水産ビジョン2030の楽農生活交流人口※の実績・目標（年間）】

R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	中間目標 (R7)	目標 (R12)
1,108万人	855万人	896万人	1,129万人	1,160万人	1,224万人

※楽農生活交流人口：交流拠点施設、農林漁業体験施設等の都市農村交流施設の利用者数

楽農生活交流人口施設別利用者数内訳（令和4年度実績）

施設名	内 容	施設数	利用者数(人)
総合交流施設	飲食、直売、体験、レクリエーション等の複合的機能を有する施設	55	4,950,372
農林業公園	農林業振興を図る拠点として、生産・展示機能、農業体験機能、レジャー・レクリエーション機能等を有する公園	29	3,630,289
農林漁家レストラン	地域の食材等を加工・調理し、料理を提供する施設	24	609,269
農林漁業体験施設	田植え・稲刈り、野菜収穫、魚釣り体験等の農林漁業体験、及びそば打ち、木工体験等の加工体験のための施設	58	2,018,831
農林漁家民宿	農林漁業者が観光客等を宿泊させ、主に自ら生産した農産物や地域の食材を用いた料理を提供する民宿	66	33,000
市民農園	レクリエーション等の目的で、非農家が小さな面積の農地を利用して自家用の野菜や花を栽培する農園	472	50,992
合 計		704	11,292,753

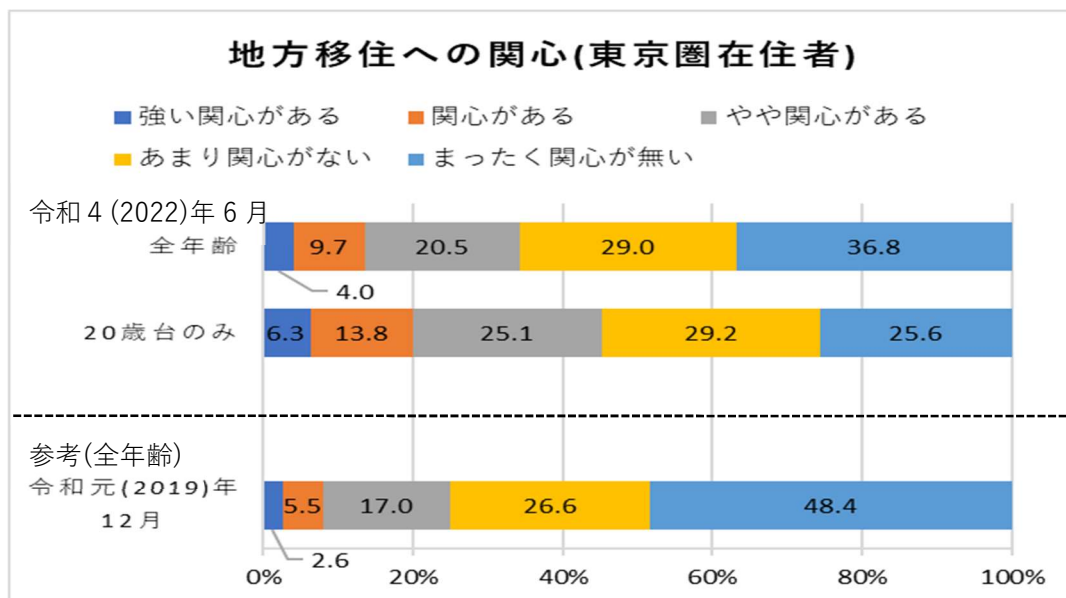
【ライフスタイルの多様化の一層の進展、田園回帰の動き】

新型コロナウイルス感染症拡大をきっかけに、ライフスタイルは一層多様化し、若い世代を中心に田園回帰の気運の高まりやテレワーク・半農半 X など非従来型の働き方、個人の暮らしを重視する働き方への関心が高まっている。

また、家族や短期間・近場で楽しむ過ごし方への注目が高まっており、都市と農山漁村の距離や繋がりがポイントとなる。

① 東京圏在住者を対象とした地方移住への関心アンケート調査

令和4年6月に内閣府が行った調査によると、東京圏在住者で地方移住に関心があると回答した人の割合は34.2%で、その割合は増加傾向となっている。特に、関心がある人の割合は20歳台において45.2%と高く、若い世代を中心に地方移住への関心が高まっている。



※内閣府「第5回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査(令和4(2022)年7月公表)を基に農林水産省作成

注: 1) 令和4年6月に、全国の15歳以上の登録モニターを対象としたインターネットによるアンケート調査(有効回答数は1万56人)

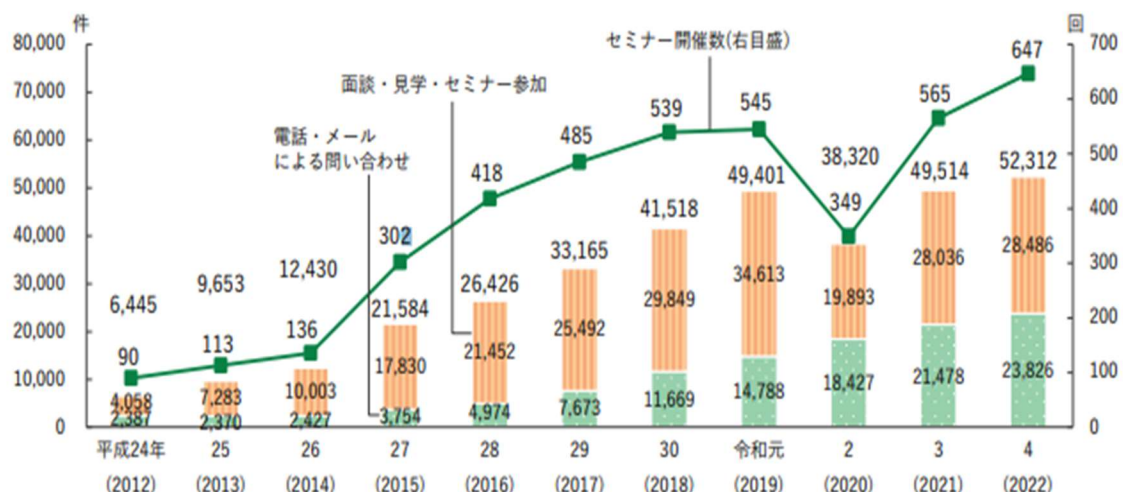
2) 東京圏在住者に対する「現在の地方移住への関心の程度」

3) 「参考(全年齢)」は「第2回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」の数値

② 認定NPO法人ふるさと回帰支援センターへの相談件数

地方暮らしやUIJターンを希望する人のために移住相談を行っている認定NPO法人ふるさと回帰支援センターへの相談件数は、近年増加傾向で推移している。令和4年の相談件数は前年に比べ6%増加し、過去最高の5万2,312件となった。

認定 NPO 法人ふるさと回帰支援センターへの来訪件数・相談件数



(2) 土地利用の推進

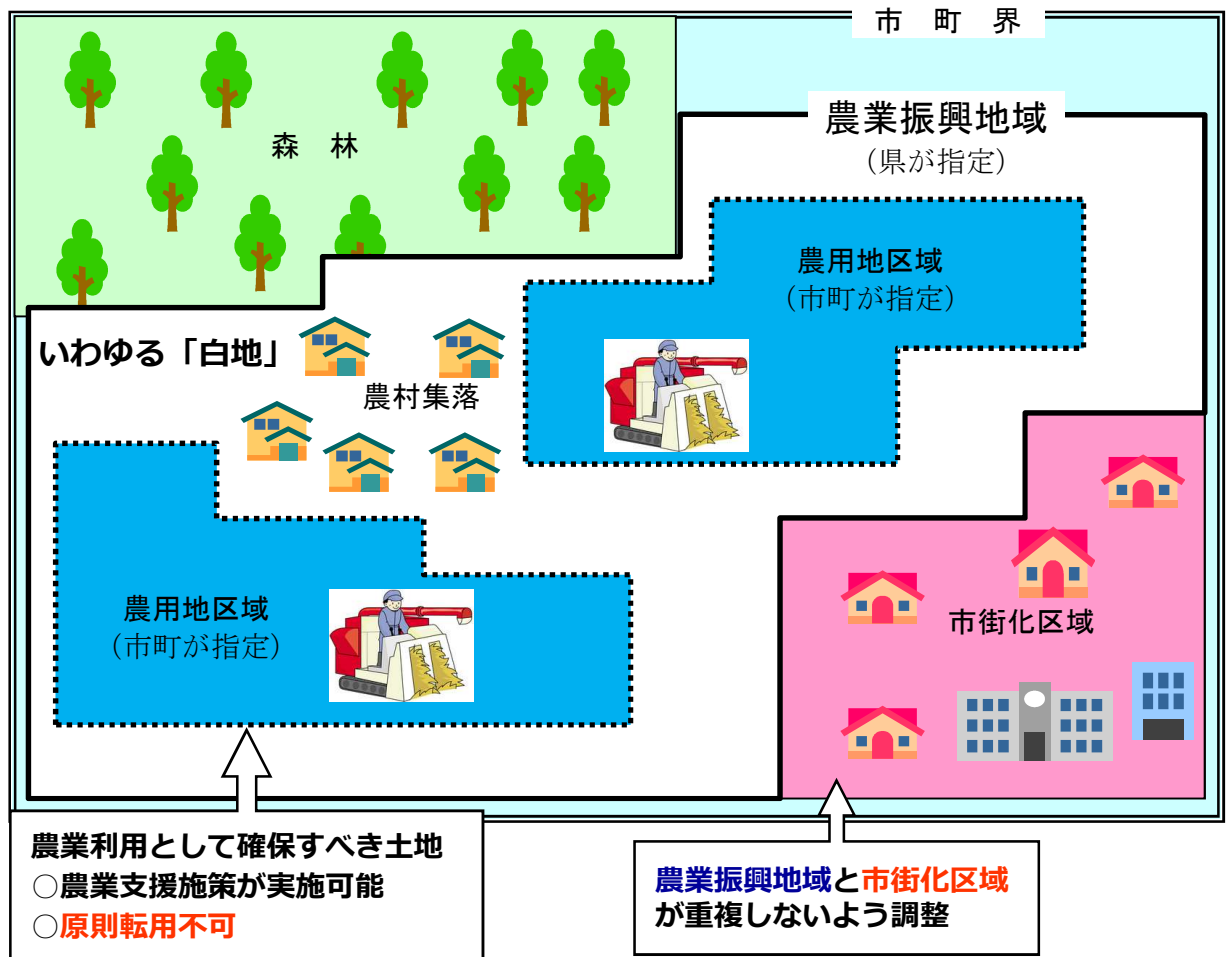
ア 農業・農村の計画的土地利用の推進

(ア) 農業振興地域制度の概要

農地は、食料生産基盤としての役割や水源かん養などの多面的機能の発揮等を通じて、県民の豊かな暮らしに寄与していることから、その適正な維持・管理等により優良農地を確保していく必要がある。

農業やその他の土地利用については、「国土利用計画法」に基づく調整により、都市、農業、森林等の5地域を指定し、計画的な土地利用を推進している。

このうち、農業地域においては、「農業振興地域の整備に関する法律」(農振法)に基づき、総合的に農業の振興を図る地域を県が「農業振興地域」として指定し、そのうち、特に将来的に保全すべき集团的農地等の区域を市町が「農用地区域」として設定している。「農用地区域」においては、ほ場整備等の農業振興施策が重点的に実施される一方で、開発が規制されている。



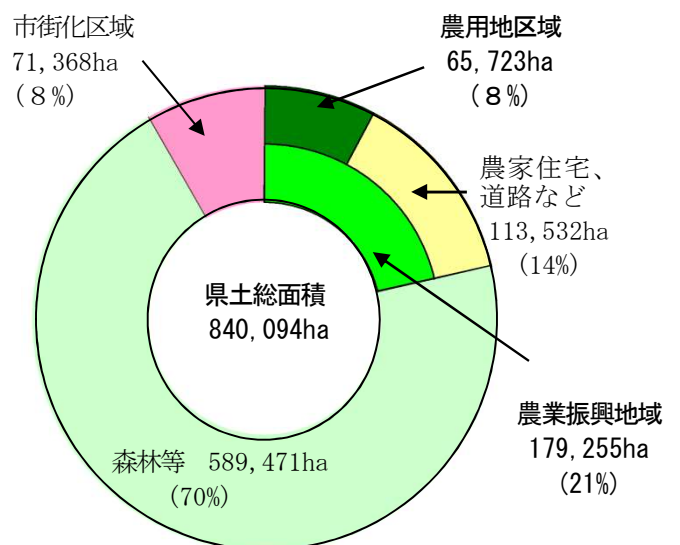
(イ) 農業振興地域の状況

県土(約84万ha)に占める「農業振興地域」の割合は21%(約18万ha)であり、うち「農用地区域」の割合は8%(約6.6万ha)となっている。

○農業振興地域の指定市町数：34市町

(ウ) 優良農地[※]の確保

本県では、農業振興地域整備基本方針において、令和12年度に優良農地61,136haの確保を目標として掲げており、その達成のため、農業振興地域制度等の適正な運用を行っている。また、荒廃農地の再生や計画的な農業生産基盤の整備、担い手への農地の利用集積等を進めるとともに、産業振興・地域の活性化とのバランスを取りながら、優良農地の確保に努めている。



出典 { 総面積：国土地理院調べ、
市街化区域面積：都市計画課調べ
その他：総合農政課調べ

兵庫県農業振興地域整備基本方針の優良農地面積の目標

現状(R3)	目標(R12)
61,560ha	61,136ha

※ 優良農地：農業振興地域の農用地区域内に存在する農地のうち荒廃農地を除いたもの

イ 農地の転用規制

自ら耕作する農地を転用する場合、又は転用のために所有権等の権利を設定・移転する場合は、農地法第4条又は第5条に基づき、知事又は農林水産大臣が指定する市町村（県内では神戸市、明石市）の長の許可を受けなければならない。

これは、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、土地利用に関する計画に適合しない無秩序なかい廃等を規制することにより、農業生産の基盤である農地の確保を図ることを目的とする。

なお、市街化区域内の農地は、農業委員会への届出により、転用することができる。

【農地転用の状況】

（各農業委員会からの報告を集計）

年	第4条関係		第5条関係		許可届出 以外	合 計	
	件数	面積	件数	面積		件数	面積
R2年	724件	35.6ha	2,317件	166.7ha	34.6ha	3,041件	236.9ha
R3年	795件	37.3ha	2,491件	181.8ha	65.7ha	3,286件	284.8ha
R4年	707件	35.8ha	2,557件	190.9ha	48.1ha	3,264件	274.8ha

（注）農地法第4条：自ら耕作する農地を農地以外のものにする場合

農地法第5条：転用目的で農地の所有権、賃借権等の権利を設定、移転する場合

許可届出以外：公共事業により転用する場合等、許可・届出を要しない場合

3 取組内容

(1) 都市農村交流、移住・定住

ア 都市農村交流活動への支援（居住地を越え、互いに支え合える関係づくり）

都市住民と農山漁村の住民とが互いに尊重し、支え合える関係を構築するため、都市と農村の交流活動を企画・実施するNPO法人や大学研究室等を対象に支援を行っている。

【農山漁村活性化応援事業補助実績】

H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
8件	7件	10件	8件	6件	9件	9件	8件

※H28年度から取組を開始

都市と農村交流の事例①

兵庫県立大学では、学生を主体とした課外活動団体「チーム小河」を立ち上げ、相生市小河地域の自治活動に定期的に参加し、交流活動を行っている。令和4年度は、小河の特産品であるゆずの収穫・加工及びゆず加工品の販売体験や、獣害対策用の防護柵の設置、補修を共同で実施するなど、交流を深めた。



学生によるゆずの収穫体験の様子



自治会と学生共同の獣害対策用
防護柵の設置

都市と農村交流の事例②

一般社団法人 HiCO-BAY は、香美町における地域課題の解決に取り組んでいる団体であり、中間支援組織として香美町と鳥取大学地域学部のゼミ生との交流イベント等を企画している。

令和4年度は、大学生による魚市場の見学、魚の調理体験や稲刈り等による農林漁業者との交流を行ったほか、地元高校生と大学生と一緒に、香美町の地域資源を活用した移住定住対策をテーマにワークショップを開催するなど、大学生が地域への愛着を持ち、関係人口となるきっかけづくりを進めた。



大学生による魚の調理体験の様子



地元高校生と大学生による移住定住
対策のワークショップの様子

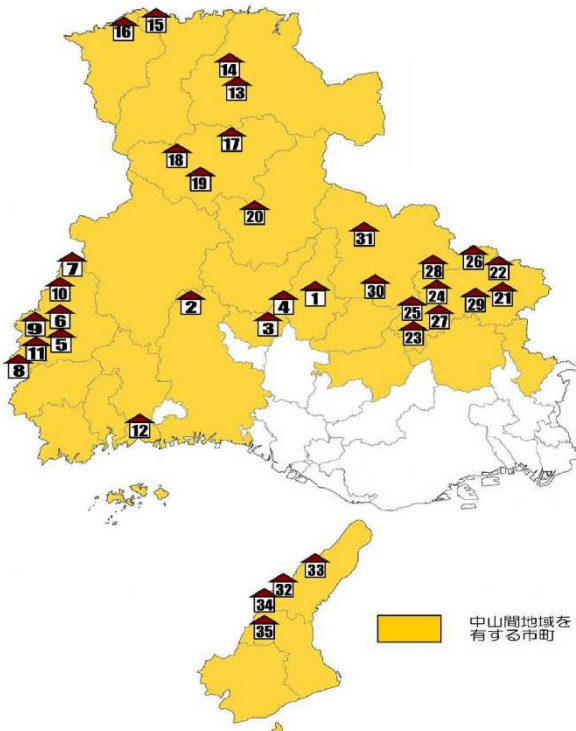
イ ふるさとむら活動支援

近年、中山間地域の農山村集落では、過疎化・高齢化が急速に進み、それに伴い農作業や伝統行事など集落の共同活動を続けていくことが困難になりつつあることから、都市住民等を「農村ボランティア会員」、受入集落を「ふるさとむら」として登録・育成している。

「ふるさとむら」の登録を増やすとともに、中山間地域の農作業支援等を行う農村ボランティアの拡大、育成を進め、両者のマッチングを行うなど、地域外のマンパワーの活用を支援し、ともに農作業や集落活動などを行う取組を推進する。



県下のふるさとむら



市町名	地区名
多可町	1 菜の花エコプロジェクト
姫路市	2 関(せき)
市川町	3 河内(こうち)
	4 上牛尾(かみうしお)
佐用町	5 田和(たわ)
	6 乙大木谷(おつおおきだに)
	7 下石井(しもいしい)
	8 西新宿(にししんじゅく)
	9 金子(かなご)
	10 豊福(とよふく)
	11 目高(めだか)
たつの市	12 原(はら)
豊岡市	13 八代(やしろ)
	14 小河江(こがわえ)
香美町	15 御崎(みさき)
新温泉町	16 正法庵(しょうぼうあん)
養父市	17 高柳下(たかなぎしも)
	18 出合(であい)
	19 樽見(たるみ)

市町名	地区名
養父市	17 高柳下(たかなぎしも)
	18 出合(であい)
	19 樽見(たるみ)
朝来市	20 上八代(かみやしろ)
丹波篠山市	21 辻(つじ)
	22 西本荘(にしほんじょう)
	23 上小野原(かみおのぼら)
	24 吹(ふき)
	25 今田町本荘(ほんじょう)
	26 上筱見(かみささみ)
	27 真南条(まなんじょう)
	28 西紀南(にしきみなみ)
	29 菅地中(そうじなか)
丹波市	30 笛路(ふえじ)
	31 葛野(かどの)
淡路市	32 東桃川(ひがしもかわ)
	33 五斗長(ごっさ)
	34 柳沢東(やなぎさわひがし)
洲本市	35 広石中(ひろいしなかのしも)
計	35地区

ウ 「農」に携わる人材確保モデルの取組支援

田園回帰の気運の高まりに伴う移住者等を新たに半農半 X や自給的農家など「農」に携わる人材として確保していくため、NPO 法人や農業関連団体等の中間支援組織が実施する取組について、支援を行っている。

【令和5年度「農」に携わる人材確保モデル支援事業 採択団体（6団体）】

事業実施主体	活動地域	活動の概要
伊川谷オンラインサロン	神戸市西区	農家との交流による都市近郊を生かした半農半 X 人材やアルバイトの取り込み
(株)多可町地域商社 RAKU	多可町	有機農産物など高付加価値産品を生産する半農半 X 人材の確保
(一社)但馬地域経済活性化推進機構	豊岡市	地域住民や移住（希望）者等の、半農半 X 人材やアルバイト等への取り込み
香美町地域づくり事業協同組合	香美町	耕作放棄地の開墾等による町内外からの半農半 X 人材の確保
(一社)丹波篠山キャピタル	丹波篠山市	インターンシップ等による地域農林業者のサポーター・パートナー人材の確保
Hyogo Agri Connect	丹波篠山市ほか	個別カウンセリング等による県内全域での「農」に携わる人材の確保

エ 定住・二地域居住の促進と楽農生活実践の拡大

定住や二地域居住を促進するため、都市住民が農山村等で遊休農地を活用して農作業を行ったり、空き家を住居や農林漁業体験施設に活用する場合に農園の整備や空き家の改修費用の一部を助成している。（令和4年度農園整備7件、空き家改修4件）

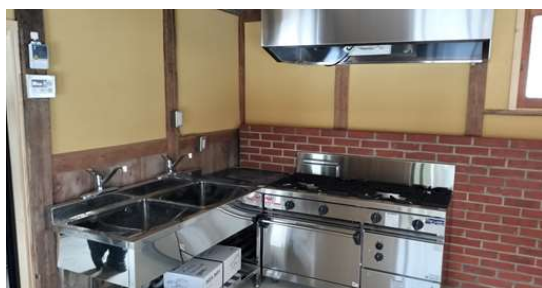
また、施設の開設時における広報やイベント等を支援し、楽農生活実践の拡大を一層推進していく。



移住先の農園に新たに整備したハウス(丹波市)



空き家を改修した農産物加工体験施設
(淡路市)



空き家改修による農業体験施設整備 (丹波市)

オ 楽農生活交流人口の増大

農作業や農産物加工等の体験ができる都市農村交流施設やイベント、特産物等の多様な情報をチラシ配布やホームページ、LINE、お出かけ情報サイト等を通じて広く県民に発信し、楽農生活交流人口*の増大を図っている。



LINE のアカウント紹介



旅行・グルメサイトによるPR

(参考) 他部の移住・定住対策 (例)

① カムバックひょうご促進事業 (企画部計画課)

「カムバックひょうごセンター」を3カ所(神戸センター、東京センター、大阪サテライト)に設置し、移住相談、イベント主催や、専用ホームページ「夢かなうひょうご」による情報発信などを実施している。

また、カムバックひょうご促進連絡会において、部横断的に、市町とも連携し、移住・定住を推進している。

② 「ひょうごで暮らす！」体験キャンペーン事業 (お試し移住・ワーケーション) (企画部計画課)

多自然地域等における本格的な移住を推進するため、西はりま天文台など県有施設や、市町がお試し住宅として活用する空き家、古民家等において、お試し移住・ワーケーションに活用する宿泊費・旅費等を助成している。

③ 空き家活用支援事業 (まちづくり部住宅政策課)

移住・定住の促進のためには、住環境の整備が重要であるが、本県では、活用が可能な空き家を活用可能な状態に再生するため、改修工事等に係る費用を助成している。

(2) 人を地域に呼び込む取組の推進

ア 推進に至る背景

(ア) 消費動向の推移

時代の変化とともに消費者ニーズも変化を続け、大半の消費者が日常生活に必要なモノを所有している中、心の充実への欲求、価値観の多様化・細分化により、商品やサービスの使用・所有だけでなく、その先の経験や体験に価値を見いだす消費者行動に推移してきた。

さらには、SDGsの目標達成への意識の高まりから、社会、環境に貢献するという付加価値のある消費行動に変遷してきており、農林水産業においても、消費動向に合わせた経営の展開を図ることが重要である。

(イ) ひょうごフィールドパビリオン

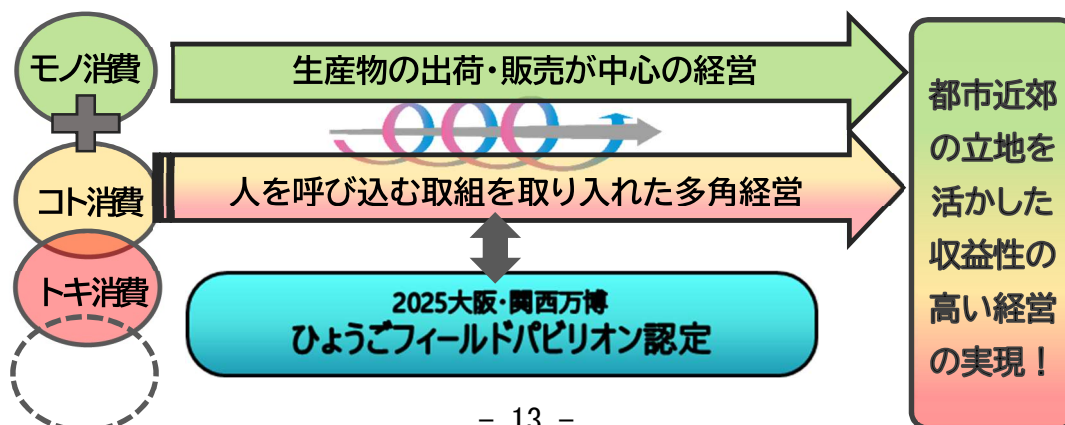
2025年に「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに大阪・関西万博が開催され、兵庫県では「SDGsを体現する活動の現場そのもの（フィールド）」を地域の方々が主体となって発信し、多くの人を誘い、見て、学び、体験していただく取組を「ひょうごフィールドパビリオン」として認定、全県展開し、定住・交流人口の増加、持続可能な地域の実現を図ることとしている。令和5年8月現在で156のプログラムが認定され、うち農林水産分野は23プログラムである。

「経済」「社会」「環境」の観点から、ひょうごフィールドパビリオンの概念・手法を農林水産業経営に取り込み、経営の多角化を図ることは、(ア)と合わせて農山漁村の持続的発展につながる。

イ 目指すべき方向性

人を地域に呼び込み、生産の現場感、こだわり、魅力など「農」にまつわる作り手の想いを来訪者に明確に伝えることは、農林水産物の適正な価格形成への足がかり等、「農」に対する理解醸成への一助となる。

そこで、「人を地域に呼び込み「農」を伝える仕組み」による経営の多角化を推進し、都市近郊の立地を活かした収益性の高い経営の実現を図る。



ウ 県内事業者へのヒアリング結果

「人を地域に呼び込み「農」を伝える仕組み」の推進に向け、体験農園等の実践者又は今後取組意向を持つ生産者等に対し、各農林（水産）振興事務所が現在の課題や将来ビジョン等の聞き取りを実施した（令和5年7月実施、計49カ所）。

課題等は、以下の表のとおりである。

区分	課題等
ツーリズム	人材育成（ノウハウ不足）、周年メニュー、収益向上、コンサル、企業等マッチング、地域テーマパーク（連携）、人手不足、インバウンド対応
農林漁業体験	人材育成（ノウハウ不足）、地域連携、来客数拡大、施設整備、収益向上、コンサル、バリアフリー、人手不足、インバウンド対応
農山漁村レストラン	施設整備、地元産原材料確保
農林水産物加工	ブランド化、認知度UP、施設整備、観光との連携、地元産原材料確保（生産強化）
出荷販売＋α（商談等）	インバウンド対応、ECサイト、生産強化
その他	農林水産業への理解促進、新事業スタートアップ

エ 推進方向

「人を地域に呼び込み「農」を伝える仕組み」が、生産者には、製品の持つ経済的価値に加えて、その魅力が非経済的価値であるシビックプライド等につながり、また消費者には、製品の消費のみの物質的満足から、生産者との双方向型コミュニケーションの実施により、農林水産業の応援団となる精神的満足感へつながる取組となるよう、以下の支援を進めることを検討していく。

あわせて、広く県民にこの仕組みの周知が図られるよう、親しみやすい呼称も検討する。

(7) スタートアップ支援

新たにこの仕組みを経営に取り入る事業者に対し、構想や経営計画をより具体的・効果的にするための支援を検討。

(イ) バージョンアップ支援

既取組事業者に対しては、施設整備等サービス向上に向けた支援を検討。

(ウ) 企業連携等による情報発信

旅行業者等との連携PR、企業CSAの提案（有機農業）等を積極的な情報発信を検討。



先進事例：婦木農場（丹波市）

(3) 土地利用の推進

従来どおり農業振興地域の適正な維持・管理等により優良農地を確保する一方で、地域の魅力を創り出し活力を高める市街化調整区域等の土地利用の推進方策について、有識者等の意見を聴取するため開催された兵庫県土地利用推進検討会での意見を踏まえ、以下の取組を実施することを通じて、「産業振興・地域活性化」と「優良農地の保全」の両立が図られる計画的で秩序ある土地利用を推進する。

ア 合同研修会

農政及び都市部局の職員向けの合同研修会を開催、双方の関係法令や事務手続きを相互に学ぶことで、部局間の連携を促進

(ア) 対象者：市町・県の農政・都市部局等職員

(イ) 内容：農振法、農地法、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（農産法）、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来法）、都市計画法、開発許可制度にかかる制度説明

(ウ) 実施日：令和4年8月3日、令和5年8月7日

イ 事例共有研修会

農用地区域除外及び農地転用許可にかかる事務処理上の課題や困難事案等の対応を学ぶ研修会を開催し、農政部局担当者のスキルアップを支援

(ア) 対象者：市町・県の農振法・農地法担当職員

(イ) 内容：農振除外(農地転用)の手続きに際して、事務処理上の課題や疑問点等に対する意見交換

(ウ) 実施日：令和4年11月22日、12月1日

ウ 事前検討会

一定の大型開発等の構想について、県及び関係市町の関連部局が一堂に会し、具体的な計画内容を早い段階から情報共有、協議する検討会を開催し、市町農業振興地域整備計画の変更手続きを迅速化

(ア) 対象者：該当市町・県の農政・都市部局等職員

(イ) 内容：開発計画、除外面積、農業振興の考え方等を共有し、除外の妥当性や手続き手法を検討

(ウ) 実施日：令和5年6月21日

エ 定期ヒアリング

現在の農業生産を取り巻く状況を反映した市町農業振興地域整備計画とするため、直近の総合見直しから5年以上経過している市町に対してヒアリングを実施し、早期

の総合見直し*を促進

※農振法の規定により、市町は概ね5年ごとに基礎調査を実施し、必要が生じたときは市町農業振興地域整備計画を見直すこととされている。

(ア) 対象者：該当市町の農政部局職員

(イ) 内容：見直しの遅延理由、今後の対応策を確認し、必要に応じて県から総合見直しの具体的な進め方について説明

(ウ) 実績：令和4年度 7市町実施（10/21、11/8、11/17、11/18）
令和5年度 6市町実施予定

土地利用検討会報告書（R4年3月）10ページより抜粋

2. 農地の土地利用促進

(3)産業振興・地域活性化と優良農地の保全の両立について②

①市町における農業・農村の将来ビジョンの明確化に向けた研修会や、整備計画変更時の事前検討会等を開催し市町を支援

産業振興・地域活性化と農地保全のバランスをとるには、計画内容を総合的に協議し、調整していく必要

そのためには、市町において

- 1 地域住民、関係機関等の意向を踏まえた、議論のベースとなる「市町における農業・農村の将来ビジョン」が必要
 - ①個別案件に左右されないビジョンづくり
 - ②農村の活性化に必要な資源としての農地の在り方と食料供給基盤としての農地の在り方のバランスを踏まえたビジョンづくり
- 2 協議を進めるためには、具体的な計画内容をより早い段階から検討を進めることが必要
- 3 こうした調整には、農業以外の景観や防災（遊水池として活用等）といった多様な視点を考慮することも必要



<取組内容>

- 市町の農政・都市部局等連携促進のための研修会等の開催
- 市町計画への指導・助言を行う事前検討会の開催
- 市町が実際にゾーニング出来るよう実効性のあるマニュアルの作成



- 手戻りや調整の長期化を防ぐことにより、事務処理を迅速化
- 事前検討会では、市町農振計画変更の指導・助言のほか、農業の高付加価値化や市町における相談体制の充実に向けた取組等について、市町とともに検討